

Title	清原家と『御成敗式目』
Sub Title	
Author	安野, 博之(Yasuno, Hiroyuki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1997
Jtitle	三田國文 No.26 (1997. 9) ,p.15- 30
JaLC DOI	10.14991/002.19970900-0015
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19970900-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清原家と『御成敗式目』

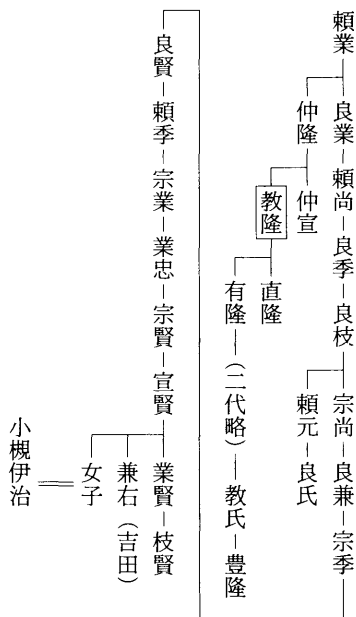
安野 博之

はじめに

公家であり、累代の明經道の家柄である清原家が、何故武家政治の基本法である『御成敗式目』（以下式目とする）の講釈を行い、註釈書を著すのか。これが、近年筆者の抱き続けている大きな疑問である。従来、清原家の研究において、式目講釈はほとんど重要視されず、単なる余技として扱われてきたように思う。清原家の式目講釈は業忠より始められ、宣賢に至って大成されるのだが、そこには公武関係、京都と関東における政治・文化的対立がみられ、大変興味深い問題を有している。江戸時代において式目は寺子屋教科書として往来物同様の扱いを受けるが、刊行された式目及びその註釈書は皆清原家系統の本文に属する。しかし何故それが清原家の手になるものであるのかについては、従来指摘されることがなかったようである。近年、法制史研究の立場からは、式目本文及びその註釈書に関する論稿が盛んに発表されているが、どれも筆者の疑問に対する回答にはなっていない。そもそも中世後期における法意識に関する研究は、緒についたばかりであり、筆者のような門外漢

の容喙する余地はないのだが、本稿では式目講釈を清原家の家学の一環としてとらえ、それがどのような意味をもっていたのかを考察し、大方の御叱正を仰ぎたい。

清原家系図



一 式目註釈書の展開と式目撰者説

式目は、言うまでもなく鎌倉幕府の基本法であるが、室町幕

府や戦国諸大名に継承され、中世を通じて武家法の基本であるのみならず、公家社会でも研究されるなど、法的権威の代表と見なされた。そのため註釈書も早くから著され、その嚆矢は鎌倉後期に斎藤唯浄の手になる『唯浄裏書』である。唯浄は、式目の制定に与かり、かつ起請文の起草者の一人とされる斎藤長定（法名浄円）の子孫であり、唯浄自身も文永・正安頃に六波羅の引付奉行人として活躍している。斎藤唯浄は、『唯浄裏書』を著した七年後に、それを増補する形で『関東御式目』を著すが、斎藤家の式目註釈書において特徴的なのは、その撰者を清大外記教隆真人、越前法橋圓全、矢野対馬前司倫重、太田民部大夫康連、佐藤民部大夫業時、斎藤兵衛入道浄円の六人とする点にある。既に指摘されるように、この六人のうち、清原教隆だけが式目の起請文や『吾妻鏡』の式目の制定に関する記述にも一切その名を見いだすことができず、教隆が大外記となるのは最晩年の文永二年（一二六五）であることからして、貞永元年（一二三二）に制定された式目の編者の一人ではありえない。何故斎藤家が清原教隆を式目撰者の一人として加えたかについて、三浦氏は斎藤家と清原家庶流との血縁の近さを指摘されるが、清原家の式目註釈書にこの斎藤家の六人説を「出所ヲシラズ」とするように、早い段階からその理由は分からなくなっていたようである。斎藤家の式目註釈書は、後の註釈書に多大な影響を与えており、式目と法意とを対照しつつ註釈を施すといった形態は継承され、また「唯浄裏書云」としてその本文が多く引用されている。この斎藤家の式目註釈書を受けて成立したのが、所謂関東系（武家系）、清原家系の式目註釈書である。一

口に関東系といっても、その内容は多種多様であるが、おおよそ斎藤家の式目註釈書に拠っており、時折註釈に際して関東の事例が挙げられる程度で、特に目新しいものは見られない。式目撰者についても、斎藤家の六人説をそのまま踏襲していることが多い。武家系の中でも成立の早い、安保氏泰の式目註釈書は現存せず、その内容は後の武家系の註釈書に引用されるものに窺われるに過ぎないのだが、安保氏泰は『職原抄』の註釈も行っており、古河公方足利成氏の精神的ブレーンとして、幕府との対抗意識から、関東における権威秩序の構築を意図していたと思われる。安保氏が式目の講釈を行ったのは、安保某員の女が式目制定時の執権である北条泰時に嫁いでいたことも関係するかと思われる（『北条系図』）。その一方で、清原家の式目註釈書は、追加法を多く引用するなど、内容において他に優越するのみならず、撰者についても式目は清原教隆一人の手になるとする、清原教隆一人説を立てている。ここで代表的な清原家の式目註釈書から、撰者に関する部分をみてみよう。

◆『永正一四年清原宣賢講貞永式目聞書』¹²⁾

（三浦周行氏自筆本一冊。龍門文庫蔵。）

※永正一四年（一一一七）の式目聞書を大永五年（一一五

二五）に書写したものを。（原本所在不明）

此式目ノ撰者ハ誰ソト云ニ義多、先ハヤ、此式目ニ飯尾流、齋藤流、清家流ト云テ三アリ、上ノ二ハ今ハ斷絶ソ、今ハ此方ノ清家流斗カ如シ形ノ殘也、齋藤流ノ義ニハ、此式目ハ六人シテ撰ト云、清外記教隆等ノ六人ソ、然共此六人ノ

義出所未詳、定有據、アツマ鏡ニハ、貞永元年五月十四日甲午ノ日武藏守泰時、玄蕃允康連ト談合シテ、此式目ヲ作り始ム、法橋圓全執筆トアルソ、アツマ鏡ト云本ハ先代百五十四年ノ記録也、義雖多當家ノ記録ニハ、清外記教隆一人シテ編ト云ソ、教隆ハ當家ノ庶流也、故不相續ソ、就撰者三家ノ義カハルソ、

◆『清原宣賢式目抄』

(古活字本三冊。東京大学総合図書館他多数。)

※天文三年(一五三四)閏正月二八日に功を終えたと卷末に記す。祖父業忠以来の式目註釈書を大成したものであり、内容、体裁において式目註釈書中の最善本とされる。講義の筆録ではなく、講者の手控え的なものであり、式目註釈書として最も早く刊行(江戸前期)されたもの。

撰者事異義アリ、唯浄裏書云、清ノ大外記教隆眞人于レ時三川ノ前司、越前法橋円全、矢野ノ對馬ノ前司倫重于レ時外記大夫、太田ノ民部大夫康連玄蕃允、佐藤民部大夫業時相模大丞、齋藤兵衛入道浄圓俗名長定以上六人也、此義出處ヲシラス、定テ所據アル歟、東鏡ニ曰、貞永元年五月十四日甲午、武州專政道給之餘、試可造御成敗式條之由、日來内々有沙汰、今日已二令レ始之給云々、偏仰合玄蕃允康連也、法橋圓全執筆、是關東諸人訴論ノ事、兼日被定法不幾之間、於時絳互兩段、儀不二揆、依之固其法、爲斷濫訴之所起也云々、唯浄ハ六人

ノ撰者ヲ記セトモ、東鏡ニハ又別也、古記云、清ノ大外記教隆眞人以儒宗之故、武藏守平ノ泰時貴重之、仍テ内々密談之間、酌法意之淵源、本制符之先例作之云々、
○以上二本は『註釈書集要』所収。

◆『倭朝論鈔』(写一冊。陽明文庫藏。)

※清原宣賢が天文五年(一五三六)二月に行つた講釈の内容を受講者が筆録したものを、天文十年(一五四一)春に「式目聞書」の形にまとめたもの。「清原宣賢式目抄」と多くの記述が共通するが、微妙な差異も少なくない。

(未刊。引用は斯道文庫藏紙焼き写真本による)
撰者ハ六人也、清大外記——ガ説ニ、齊藤カ、ウラガキニ、ガ説ニ、六人シテ、作タト云是ヲ取也、清大外記——是ハ、清家ノ庶子也、サレトモ依有文彩第一、尊レ之ト云、越前法教延泉 太田民部大夫トモシゲ康連 齊藤兵衛入道 浄圓此六人ハ、何ニアルソ、シラヌトナリ、アツマカ、ミニハ、貞永元年五月十七日甲午武州天下ヲ能セント思イ、餘ニ試御成敗ノ式目ヲ作タウ思フ、法教延泉カ執筆ヲ、シタ也、玄蕃允康連ニ談合シタト云ホトニ、六人ノ作者ハミエヌ也、當家ノ説ニハ、泰時カ、ノリタカニ談合シテ作タ、公家ノ律令格式ヲ、クミ、代タノ事ヲ、サクリ求メテ、作タト云、ノリタカ一人ノ作ト、家説ニハ云、總シテ、清家ニハ、神代カラ近ホトマテノ書カ車七両アルヲ、應仁乱ニ尽焼却スル也、外記ノ先祖ヲ泰時カ憑テ作也、ノリタカ一

人ノ作ト清家ニハ伝也、依之當家ニ講之、

内容はどれも大差なく、撰者については三説あるとし、斎藤家の六人説、『吾妻鏡』の説、そして清原家の教隆一人説を挙げている。教隆一人説だけを挙げることをしないのは、既に先の二説が既に広く知られており、これを覆してまで確証のない自説だけを説くには至らなかつたものと思われる。ともかく、清原家は式目講釈に際し、その正当性を主張するために、庶流の教隆が式目制定に関与していたことを、事実ではないにせよ強調する必要があつたといえる。前掲の清原家の式目註釈書はいずれも清原宣賢のものであり、清原家で初めて式目講釈を行った業忠のものは現存しないのであるが、宣賢は業忠の講釈を基に式目を講じており、業忠の講釈もおおよそこのようなものであつたと考えられる。

二 清原業忠と『御成敗式目』

清原業忠と式目との関係を考察するうえで、重要だと思われるものに備前正宗文庫蔵『御成敗式目註』がある。本書は現在未整理ということで、原本の確認はできず、昭和四〇年に斯道文庫が撮影したマイクロフィルムによってその存在を確認できる。分かる範囲で書誌を記す。写本一冊。表紙左肩に題簽を付すが、上半分が失われ、『式目抄』とのみ判読できる。全六七丁。本文七行、一三字内外。注字双行。奥書は以下の通り。

皆應仁二天戌子無射上辭膽老眼以餘暇便令書写之訖豈無誤乎外見之憚繁多耳

窮老七十四歲拙伊勢駿河入道隱窓鎮書之也

永正拾六年四月書之也 筆盛長

伊勢駿河入道窓鎮自筆本写之

すなわち、本書は清原業忠の証本を、応仁二年（一四六八）に伊勢駿河入道窓鎮が書写したものを、更に盛長なる人物が永正一六年（一五一九）に写したものである。盛長については未勘。伊勢駿河入道窓鎮についても同様であるが、恐らく尊経閣文庫蔵『百寮訓要抄』に合綴される書札札に、業忠とともに名前のみえる「伊勢駿河殿」と同一人物であろう。内容は、式目本文を掲げず、主要な語句のみを掲げ、それに註釈を付し、その文体は漢文体の部分と片仮名交じり文とで成る。前半部分は「此書作者等事」「後堀河院御宇」「被名式目儀事」というように、標題のみを掲げ（これが目次の役割を果たす）、後半部分は斎藤家の式目註釈書である陽明文庫蔵『関東御式目』にほぼ一致し、それに部分的に語句の読みを欄上に付したり、自説を加えている。本書の全文翻刻は別の機会に譲るが、先に挙げた奥書の前に、陽明文庫本『関東御式目』にある永仁四年（一二九六）の跋文を有するため、祖本を同じくすると思われる。陽明文庫本は江戸初期写とされる以上、本書はそれを溯るものとして重要な意味を持つ。この本が清原家で最初に式目の講釈を行つた業忠の証本であることは、清原家の式目研究が、当初先

（清原業忠）
右此本者清三位入道常忠證本也

行する斎藤家のそれに拠っていたことを示している。清原家の式目註釈書において、その撰者を清原教隆一人とする説を立てているが、これは斎藤家の清原教隆以下六人の手になるとする六人説から導き出されたものであることが窺える。『永正一四年聞書』において、斎藤家の六人説が三度も繰り返し述べられることは、そのことと関係があらう。また、『倭朝論鈔』第七條の註釈に「常忠（業忠の法名）カ畠山左衛門頭殿ノ所望ニ依テ、カナニ式目ヲ書テ出タニ」云々とあるのは、当初式目講釈はその文字読みを教授する傾向が強かったことを窺わせる。

もう一つ、業忠と式目との関わりを考察するうえで看過することのできないものとして、尊経閣文庫蔵明応七年写『御成敗式目』がある。本書は清原業忠の子である宗賢の秘本の転写本であり、その存在は既に植木直一郎氏、池内義資氏によって紹介されている。詳細は両氏の論稿に譲るが、本書において注目すべきは、式目起請文の連名において、清原教隆をその筆頭に据え、代わりに通常九番目に位置する中条家長を削除している点にある。前述したように、教隆が式目の制定に関与した形跡はなく、恐らくこれは清原家の誰人かが、斎藤家の式目註釈書に見られる教隆を含む六人説を知っており、それにもかかわらず式目の起請文に教隆の名が見えないのを不審に思っを行つたことだと考えられる。この改竄を行つたのは清原家の誰であるか、また何故よりによって中条家長が削除の憂き目を見たのかについては、池内氏が次のように推定されるにすぎない。

家長を削るとは清三位秘本の筆者も相当な決断を要したであらう。家長を削つたのは室町中期以降で、鎌倉幕府に於

ける家長の宿老たりし歴史的事実を知らなかったためか、室町時代中条家が不審であつて削つても社会的非難の起る惧れがなかったためか、それとも中条・清家は親密でなかったためか、その何れかであらう。

確かに、家長は法律家でもなく、文筆の才ある家柄でもなく、ただ単に関東武士に過ぎないことを考えれば、恐らくこの中では削除するに支障のない人物であると言える。しかし、問題はもっと深いところにある。ここで、この家長削除が行われた室町中期の時代背景について考察してみよう。

三 室町中期における中条家と清原家

中条家は、中条秀長以来室町幕府に貢献してきたが、足利義教の時代に至り、中条家にとって重大な事件が起こる。永享四年（一四三二）九月十日、義教は富士遊覧と称して関東公方足利持氏への示威と、東海地方の武士の動向を視察するために、京都を出発し、同月二十八日に帰京したが、その間に中条詮秀は、悪しき振る舞いにより義教の勘気を蒙り、切腹している。その起因するところは、普段詮秀が在京奉公せず、子の満平ばかりを奉公させていたことにあるという（『看聞日記』永享四年十月十一日条、『満濟准后日記』同年十一月七日条）。帰京後には、その満平も將軍拝賀に際し義教の不興を蒙り、中条家の所領で中条家系図（破線は太田正弘氏による推定）

家長——（二代略）

景長——長秀——秀孝——詮秀——満平

秀長

国与 政秀

ある三河国高橋莊三六郷三万七千貫は没収されて一色持信と吉良某の兩人に与えられ、尾張国海東郡は前管領斯波義淳に付与されたうえ、京の宿所は侍所の検索を受け、満平自身は高野山に遁世している（『看聞日記』永享四年十月十一日条）。

その一方、この事件の四か月前にあたる永享四年六月二〇日より、清原業忠は義教の家司として幕府に重用されている（『満濟准后日記』同日条）。つまり、中条家の衰退期が、清原家の義教政権下における活躍時期に相当しているのである。業忠は中条家の没落を機に、式目の起請文の連名から中条氏の実質上の家祖である家長を削除し、代わりに清原教隆を筆頭に据えたのではないだろうか。

以後、高野山に遁世していた中条満平はいつしか復帰したとみえ、『永享以来御番帳』に御供衆としてその名が見え、長禄二年（一四五八）七月二五日には足利義政が内大臣に任ぜられた大饗の参勤人となっている（『後鑑』）。更に、満平の曾孫と思われる政秀は、大館某の話として、「奉公者の分限は、中条に過ぐるはなし」とまでいわれている。式目の起請文に手を加えたものは、現在尊経閣文庫本のみに見られ、以後の清原家証本においてもこの改変は継承されていないことは、中条氏の政界復帰と関連があるのかもしれない。

四 業忠以後の教隆一人説

起請文の連名において教隆を筆頭に据えることは、業忠以後継承されなかった。しかし前述したように、依然として清原家は宣賢以後も式目は教隆一人の手になるという説を説いていた。

それは式目註釈書のみならず、式目本文にもみられる。ここで刊行された最初の式目本文である、龍門文庫蔵大永版『御成敗式目』の刊記及び墨書識語書き入れ（楷書体で表す）を挙げてみる。

制^{スル}節^{スル}則^{スル}不^レ愛^ス私^ニ謹^ミ度^ル則^ハ不^レ踰^テ矩^ヲ蓋^シ君子^ハ常^ニ也^ハ昔^シ貞^ノ武^ノ將^ヲ以^テ平^ノ氏^ノ泰^ノ時^ニ爲^リ良^ノ佐^{ナリ}也^ハ誠^ニ進^ミ賢^ヲ賢^ニ哉^ハ於^テ是^ニ九^ノ重^ノ安^ノ鼎^ノ四^ノ夷^ノ解^ス辨^ニ刷^ス一^ニ朝^ノ之^ノ羽^ノ儀^ヲ保^ツ天^ノ之^ノ性^ヲ命^ヲ遂^ス本^ノ律^ヲ令^ヲ以^テ定^ム式^ノ目^ヲ總^テ五^ノ十^ノ一^ノ條^ヲ是^レ豈^ニ非^ズ理^ニ國^ノ之^ノ紀^ヲ綱^{ナリ}耶^ハ至^ニ矣^ハ盡^ス矣^ハ記^ス之^ノ者^ノ姓^ノ名^ヲ其^ノ說^ヲ多^ク端^ニ不^レ遑^フ毛^ヲ舉^ス然^レ而^モ四^ノ位^ノ外^ノ史^ノ清^ノ原^ノ教^ノ隆^ノ最^モ爲^ス長^ニ焉^ハ既^ニ登^リ明^ノ經^ノ科^ヲ剩^リ得^テ儒^ノ術^ヲ響^ス誰^ノ敢^テ差^レ肩^ヲ余^ノ因^テ以^テ此^ノ書^ヲ始^ニ鏤^ス于^ニ板^ニ庶^レ幾^ニ上^ノ下^ノ專^ニ祭^ノ祀^ノ之^ノ禮^ヲ左^ノ右^ノ抱^ツ勸^ニ懲^ノ之^ノ志^ヲ至^ニ尋^ニ偏^ニ傍^ニ推^ニ點^ニ畫^ヲ頗^ニ施^ス於^ニ新^ノ學^ニ而^モ已^ス

大永甲申冬十有二月良辰

正五位上行左大史兼算博士小槻宿禰伊治
雖^レ爲^ニ累^ノ家^ノ秘^ノ說^ヲ塞^ニ壘^ノ山^ヲ又^ニ三^ノ郎^ノ需^ニ以^テ加^ニ朱^ノ墨^ヲ訖^ス
拾遺金紫光祿大夫清原朝臣宣賢

本書は無点本であるが、大永の刷印を去る程遠からぬ頃の筆で、墨書識語書入が見え、これは何人か宣賢加點の一本によつて、本書に移写したものと考えられる。小槻伊治は、清原宣賢の娘婿にあたり、彼は恐らく宣賢の式目講釈を聴聞していたと思われるが、傍線部をみるに、式目撰者に関して教隆一人説のみを掲げ、しかも教隆を四位とする等、かなりの誇張がみられる。教隆一人説は、紆余曲折を経ながらも、清原家にとって式

目講釈の根拠として継承されていたのである。

五 清原家による式目講釈の背景

ここで累代の明経家である清原家が、業忠に至って何故式目の講釈に手を染めるかについて、不十分ながらいくつかその背景について考察してみたい。

まず、式目註釈書は式目を律令との対比で論じることが多いが、清原家はその祖である夏野が律令の公的註釈書である『令義解』の編纂に関与していたことが挙げられる。紅葉山文庫本『令義解』の教隆の奥書に「三代相伝秘説」「三代伝授秘説」等とみえることから、業忠に「大大外記殿」と仰がれた頼業が『令義解』に訓点を施していたと推定される。加えて、清原家の庶流は鎌倉時代より奉行人として活躍し、嫡流においても良季が明法官人中原師守の娘を妻として以来（『清原系図』）、院文殿衆の一員として朝廷訴訟に関与していたことが考えられる。さらに、良賢に至っては代々中原家によって独占されてきた院文殿衆の開闔となつてゐる（『後愚昧記』永徳二年五月一二日条）。良賢は家学に新生面を開いたばかりでなく、伏見御所と將軍家の間の申次となり、朝幕間において絶大な権威を認められていた。一例として『建内記』正長元年（一四二八）五月一四日条をみてみよう。

足利義教は、かつて義持がその意に違ふ者の所領を奪ひ、神社に寄進したが、それを本主に返すべきかどうかを圖をもつて決定しようとした。満済はそれに反対し、神領の号を改めず、本主に下地を知行させて所定の神役を進済させるといふ折衷案

を出した。そのくだりに「可被崇敬神道事、凡政道之初条也」とあるのは、式目第一条「可修理神社専祭司事」を意識しているよう。結局義教の意向もあつて満済は万里小路時房を通じて良賢に意見を求めた。良賢は改めて圖によることを否定し、本主に下地知行をさせるのは中庸なる意見ではあるが、一律に法度を設ければ却つて乱訴の弊があるとし、性急に答えを出すべきではないとした。その後時房は良賢に先規があるはずだとして格式を勘見することを求め、良賢はそれに応じてゐる。以上のように、業忠より行われる清原家の式目講釈の背景には、良賢の存在が重要であると考えられよう。その一方で、明法家は応永末年以降、檢非違使庁が「実務を完全に失ひ、法家官人たちといへども、あたかも儀式に参列する人形の如くなりてた」といふ。良賢は政治的な意味においても、清原家の隆盛の下地を築いたのである。

良賢の曾孫業忠が式目を講じた記録上の初見は、寛正六年（一四六五）七月二日に飯尾之種の所望によるものである（『康富記』）。之種は宝徳文明年間に活躍した有力右筆である。彼が式目の講釈を業忠に所望したのは、意見状作成のためであつたと思われる。笠松宏至氏によれば、室町幕府中期以降、幕府の右筆衆が將軍の諮問に応じて作成した意見状が、裁判上重要な意味をもち判決を拘束するに至つたが、この意見状は式目を含む広範囲の既成法の中から積極的に判例を見だし、それを解釈・適用しているという。また、故実家である二階堂行二が業忠の講席に連なつてゐることが『倭朝論鈔』にみえるので、式目は武家故実としての一面をもつていたことが窺われる。

つまり、式目は之種のような法廷技術の複雑専門化にその政治的経済的生命を賭ける奉行人層にとって、その講釈は実際の必要から求められていたと考えられる。また、故実家としての名声を伊勢氏に奪われつつあった状況にあった行二にとっても、それは同様であつたろう。この点はずっと詳細に論じていかなければならないが、筆者の能力の及ばぬことでもあり、ここでは現時点における見通しを述べておくにとどめ、後考をまちたい。

六 清原宣賢の式目講釈

『清原宣賢式目抄』等の一連の清原家の式目註釈書によれば、式目講釈の初例は寛正六年（一四六五）七月五日に清原業忠が細川勝元に講じたものであり、それは一条兼良より早いとい^③う。しかし実際には宝徳三年（一四五二）七月二日に飯尾之種の所望により式目を講釈したことが記録上の初見である（『康富記』）。ここで宣賢は式目を講釈するに際し、何故飯尾之種への講釈を初例とせず、業忠が最晩年に行った細川勝元のそれを初例としたのかを考察したい。前述したように、之種は宝徳文明年間に活躍した有力右筆であり、室町幕府の要職である執事代・神宮開闔・侍所開闔を歴任した。また、奉行人奉書の多くに加判し、別奉行二九カ社寺兼務という空前の権勢を誇っていた。今谷明氏によれば、奉書加判の独占及び別奉行の集積は、奉行人家督権の象徴として、庶流奉行人や若衆に対する家父長的支配の機能を果たしたとい^④う。之種は単なる奉行人にとどまらず、一個の政治主体となっていたため、必然的に將軍義政と対立関係に陥る。すなわち、之種は文正元年（一四六六）一一

月には失脚し、所帯召し上げの憂き目を見ていたのである（『斎藤親基日記』同月二〇日条）。さらに応仁元年（一四六七）六月には之種の兄である為数とその子為修が、応仁の乱において西軍に加担したという理由で足利義親によって暗殺され（『大乘院寺社雜事記』同月一三日条）、この事件以後有力右筆による政治的な動きは目立って少なくなる。之種自身が失脚し、その兄が数も細川一族（東軍）に敵対する山名一族（西軍）に加担した以上、到底之種への講釈を初例として講じることが出来まい。その一方、清原業忠は文安元年（一四四二）四月には細川勝元に『論語』を講じており（『建内記』同月五日条）、寛正四年（一四六三）五月にも『貞觀政要』を講じている（『臥雲日件録抜尤』同月七日条）ことから、清原家と細川家とは古くから関係を有していたようである。恐らく、飯尾之種に対する式目講釈と細川勝元に対するそれとは意味するところは大きく異なっている。すなわち、前者が意見上作成、武家故実の習得といった実際の必要に迫られてのものであったのに対し、後者は新田氏の言葉を借りれば「国制モデルを裏付ける法思想」として式目を認識していたものと思われる。以後、戦国時代において式目と並行して『職原抄』が研究され、夥しい数の註釈書が作られることは、戦国大名が自己の支配の正当性の裏付けとして官職を求めたことによると思われるが、このことと式目研究とは無関係ではあるまい。なお、式目と戦国国家法との関係について石母田正氏は

家法によって式目または幕府法が明示的に継受され、あるいは「天下の法」または「古法」として意識されていたこ

とは、それが法としての「妥当性」をまだもつていたことをしめすけれども、しかしその「実効性」はすでにうしなわれていたのであり、だからこそ領国支配のための家法が制定されるにいたったのである。

と述べておられる。すなわち、この「妥当性」こそ式目が戦国時代にあつて最も盛んに研究される理由なのであり、『職原抄』の研究同様、それが既存の国制モデルの中における自己の權威を觀念的に保証するためのものとして認識されていたといえよう。宣賢はその意味において後者の例を式目講釈の初例としたのかもしれない。

業忠の式目講釈は一条兼良よりも早いという点については、宣賢が清原頼業の先駆的業績を顕彰せんとして行つた所謂大学表章説の如く、祖父業忠の業績を喧伝するものである。業忠は「以公出故、清家之学大興也」(『碧山日録』長祿三年四月二三日条)と称されたような学問的精進のみならず、曾祖父良賢に対し異例の贈位を実現し、自ら清原家において生前最初の従三位に任ぜられ、祖先伝来の真人姓を改め朝臣姓を賜るなど、数々の政治的手腕を振るい、家学の隆盛を確実にした人物とされる。また、宣賢は業忠と同じ「環翠軒」の号を用いていたことから祖父業忠への思慕を窺うことができる。

現在のところ、兼良の式目講釈を示す確実な史料は確認できず、新田氏は兼良の講釈を度々式目について言及する『樵談治要』を指していると推定されるが、これは宣賢の一連の家学誇示の一環とみるほうが自然ではないだろうか。

宣賢が業忠以来の式目撰者における教隆一人説を継承し、更

に業忠を初めて式目を講じた人物として顕彰した背景には、足利学校に代表される関東の学問に対する対抗意識もあつたようである。当時、足利学校においても式目講釈が行われていたことは『御成敗式目池辺本』の奥書に「右一本先年、足利講席之裏書筆」之とあることで窺える。また、この池辺本と『清原宣賢式目抄』との間には法解釈における相違があることが指摘され、宣賢の講釈の聞書である『倭朝論鈔』の起請文の註釈においては、関東における式目講釈を「近比ヲカシイ事也」と否定している。また、京大清家文庫蔵『中庸章句』(宣賢自筆)の奥書には「僧俗學徒、關東學士、十三經訓點清濁、悉背先儒之說、且失師家之傳、悲哉」とあるが、ここである「僧俗學徒、關東學士」とは足利学校関係者を指していると思われる。ここでも関東訛りに引かれて濁音・拗音を用いることが多かった関東の学問に対する強い不信任を読み取ることができる。宣賢のような一流の学者でさえも、遠く離れた関東の学問に対して無関心ではいられなくなっている点は注目すべきである。逆に、京都において明経家である清原家が、鎌倉幕府の基本法である式目を講釈するには、その根拠として教隆を式目撰者としてかつぎだし、さらにその講釈は業忠が初例であるという説を説く必要があつたと思われる。清原家は頼業を「大々外記殿」と尊称し、「家」の由来を語るに際しても多く頼業から始まるとされているが、式目に関しては頼業にその起源を求めることができず、庶流の教隆を撰者として喧伝した。『統群書類従』第七輯上所収の清原系図二本には頼業に対しそれぞれ「⁽¹⁾蒙明法兼實宣旨」「⁽²⁾蒙明法兼學宣旨」とあるのは事実ではなく、恐らく

清原家が式目講釈を行うようになってから付会したものであろう。

宣賢の註釈書のうち、とりわけ『清原宣賢式目抄』は式目注釈書中白眉とされる。^⑤今ここでその内容について詳述する余裕はないが、漢籍を中心とする訓古学的な注釈を施し、更に多くの追加法を引用する点に特色がある。宣賢にとって、式目講釈は「応仁・文明の乱世において、朝廷貴紳の関心がようやく迂遠なる経義を離れ、上代王朝の盛時を追懐すべき物語や有職の研究、さては貴族文化を修飾すべき中国詩文の鑑賞に向ったのは、むしろ自然のことであり、明経家をして時に髀肉の嘆に堪えざらしめたのも、まことにやむを得ぬところであつた」^⑥といった状況の中で、『日本書紀』や『三略』等の講釈と同様に、経済的安定を図るための手段でもあつたろう。とりわけ北陸下向後の多彩な活動は、宣賢個人の傑出した才学のなせるものであることは否定できないが、それと同時に応仁の乱以後の家学の危機的状況が宣賢をしてかくあらしめたことも考慮に入れるべきであらう。

加えて、式目は業忠以来の文字読みを中心とした享受のあり方も平行して行われていた。すなわち、前述したように、大永四年（一五二四）に初めて式目が宣賢の娘婿である小槻伊治の手によって刊行され、その五年後には後に流布本の祖となる享祿二年版が、先行の大永版に清原家の訓点を加えて刊行されている。さらに天文二年（一五三三）には式目を仮名に読み下した宣賢相伝の『御成敗式目仮名抄』が書写されており、式目が既にその文字読みを学ぶための幼学書としての享受のあり方がなされていたことが窺える。以後、刊行された式目及びその註

釈書は全て清原家系統に属することは、宣賢に至って清原家が式目の権威となったことを意味していよう。総じて、式目は妥当性をもった法であるのみならず、幼学書としても享受されていたのである。

七 宣賢以後の式目講釈

宣賢の子である業賢が式目の講釈を行ったという資料は管見の限り見当たらない。ただ、業賢は享祿元年（一五二八）一月に三条西実隆に式目の外題を書いてもらっており（『実隆公記』同月一〇日条）、業賢自身『建武式目注』を著していることから、式目の講釈を行っていたかと思われる。業賢の子枝賢は弘治三年（一五五七）八月に『御成敗式目秘抄』を、永祿二年（一五五九）三月には松長長頼の所望により『貞永式目抄』をそれぞれ著している。^⑦これらは宣賢の説に基づくものであるが、宣賢に比して低調なることは否めない。その後も枝賢は天正十一年（一五八三）八月に、式目の内容を平仮名漢字交じり文で平易に説いた『式目義解』を著している。^⑧本書は女性に対する啓蒙書・入門書といった色合いが強く、室町幕府が滅亡し、式目の享受の在り方が往来物同様に、教科書としての意味合いを強めていったことを窺わせる。以後国賢を経て秀賢に至り、彼は慶長八年（一六〇三）八月九日、『御成敗式目仮名註』を完成させ、一三日に淀君に献上している（『慶長日件録』）。ここに清原家は式目註釈学の家として江戸幕府に認められたのである。加えて、秀賢は『令義解』『職原抄』についても幕府に進上している。

総じて、清原家における宣賢以後の式目註釈学は、宣賢を越えるものはみられなかった。それは単に式目にとどまらず、清原家の学問全てに共通して言えることであり、宣賢以後は家学を維持するにとどまったのである^⑤。式目については、もはや国制モデルを裏付ける法思想というより、教養書として認識され享受されるようになったことも、式目研究の意欲を失わせたといえよう。

おわりに

以上、清原家の式目研究を、清原家の家学の一環としてとらえて考察してみた。これによって式目研究が単なる余技ではなく、業忠・宣賢によって行われた家学誇示の一環として重要な位置を占めていることが理解できるのではないかと思う^⑥。式目註釈書に関しては、不明な点があまりにも多く、多くの分野にわたって広範な知識を必要とするだけに、筆者の出る幕はなく、門外漢の勇み足との非難は逃れまい。そもそも筆者が式目註釈書に関心を抱いたのは、そこに多くの故事説話が引用されていることに気づいたからであるが、そこまで立ち入ることができるのは、まだまだ当分先のようなのである。

注

(1) 詳細は植木直一郎『御成敗式目研究』（岩波書店、昭5・6）第
六篇第二章を参照。

(2) その中で、新田一郎氏の『日本中世の社会と法 国制史の変容』
（東京大学出版会、平7・10）第三章以下は興味深い。

(3) 池内義養編『中世法制史料集別巻 御成敗式目註釈書集要』（岩波

書店、昭53・10）所収。以下『註釈書集要』とする。

(4) 義江彰夫『関東御式目』作者考」（石井進編『中世の法と政治』
吉川弘文館、平4・7）

(5) 『註釈書集要』所収。注（4）義江氏前掲論文及び三上義孝「久原
本「貞永式目」所引「唯浄裏書」考」（通かなる中世 一五号、平
8・3）参照。

(6) 現存『唯浄裏書』は巻首より第一八条までを欠くため、『関東御
式目』の冒頭にによる。

(7) 三浦同行「貞永式目」（『統法制史の研究』岩波書店、大14・10）、
注（1）植木氏前掲書 第一編第四章を参照。

(8) 注（7）三浦氏前掲書九〇二〜九〇三頁

(9) 従来の区分では式目本文の異同（後述の付説参照）によって関東
系（武家系）、清原家系とに大別し、斎藤家の式目註釈書をも前者
に入れているが、斎藤家は他に先行するため、ここでは分けて考
えることとする。（なお、新田氏は注（2）前掲書において『唯浄裏書』
「関東御式目」を初期斎藤家系とする。）また、一般に前者は武家
系と称されることが多いが、関東系と称するほうが適切だと思わ
れるので、以下関東系で統一する。

(10) 伊藤一美「御成敗式目註釈と安保氏泰——戦国期の安保殿流註釈
学の一コマ——」（『戦国史研究』第1号、昭56・2）

(11) 加地宏江「職原鈔諸本の系譜——思想的考察への序説——」（日
本歴史 第三一七号、昭49・10）、伊藤一美「武蔵武士団の一樣態
——安保氏の研究——」（文獻出版、昭56・12）第三章第三節

(12) 『註釈書集要』に『清原業忠貞永式目聞書』として所収されるが、
本書は新田一郎氏の「式目註釈書」三題」（石井進編『中世の法と
政治』吉川弘文館、平4・7）において、業忠の講釈ではなく宣賢

の講釈の聞書であるとされるので、ここでは新田氏の命名に従う。

(13) 注（12）新田氏前掲論文

(14) その一部は『砂巖』の「書札問事」と共通する（小川剛生氏の御
教示による）。

(15) 『註釈書集要』の池内氏解題。斯道文庫では室町末近世初と推定

する。

- (16) 注(1)植木氏前掲書八三〇八七頁、池内義賢『御成敗式目の研究』(平楽寺書店、昭48・3)一〇四〜一〇五頁。

なお、本書は従来奥書のみが注目されてきたが、式日本文の間には同筆で夥しい註釈が書き込まれており、それは多く『関東御式目』に一致する。

- (17) 注(16)池内氏前掲書一〇八頁

- (18) 以下の記述は今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典 下巻』(新人物往来社、昭63・11)の中条氏の項(太田正弘執筆)に負うところが多い。

- (19) 業忠の子宗賢も式目を講じている(『宗賢卿記』文明三年六月一、一八、七月八日)が、その実態は明らかでない。ただ、宣賢は業忠没後に生まれているので、その講釈は養父宗賢を介してのものである。

- (20) 川瀬一馬『大永版御成敗式目の発見』(日本古書通信 第一一三号 昭13・12『日本書誌学之研究』講談社 昭18・5に一部訂正して再録。)なお、現在では天理図書館にも一本が存する。

- (21) 久保尾俊郎『御成敗式目』の出版と小槻伊治(早稲田大学図書館紀要 第三八号、平5・5)

- (22) 清原教隆は正五位下が極官である。

- (23) 石上英一『令義解』金沢文庫本の成立(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集 下』吉川弘文館、昭59・9)

- (24) 森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、平3・6)第四章第一節及び本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』(東京大学出版会、平7・4)一三五頁表7参照。

- (25) 佐藤進一『足利義教嗣立期の幕府政治』(法政史学 第二〇号、昭43・3『日本中世史論集』岩波書店 平2・12に再録)、落合博志『清原良賢伝』(南北朝末室町初期における一鴻儒の事蹟)『能 研究と評論 一六、昭63・5』

- (26) 義教と嗣との関連について論じたものとして、瀬田勝哉『「闕取」についての覚書 ―室町政治社会思想史の一試み―』(武蔵大学人文学会雑誌 第一三巻第四号、昭57・3)がある。

文学会雑誌 第一三巻第四号、昭57・3)がある。

- (27) 利光三津夫『最後の明法紛失状』(『統律令制の研究』慶応通信、昭63・12)なお、明法家及び検非違使庁の衰退については注(2)新田氏前掲書 第三章第一節の他、佐藤進一『室町幕府論』(旧版『岩波講座日本歴史』七 中世三 岩波書店、昭38・5(前掲『日本中世史論集』に再録)、五味文彦『使庁の構成と幕府 ―一二、一四世紀の洛中支配―』(歴史学研究 三九二号、昭48・1)を参照。

- (28) 笠松宏至『室町幕府訴訟制度「意見」の考察』(『日本中世法史論』東京大学出版会、昭54・3)

- (29) 注(12)新田氏前掲論文

- (30) 『註釈書集要』四二五頁

- (31) 今谷明『室町幕府奉行人奉書の基礎的考察』(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、昭60・10)。以下の記述はこれに負うところが多い。

- (32) 加えて、業忠は文安五年(一四四五)五月には細川勝元を通じて山城国大住庄内にある大住御稲田の管理の実権を掌握しようとしている。詳細は星川正信『室町期における大炊寮領と中原氏』(法政史学 第三二号、昭55・3)を参照。

- (33) 注(2)新田氏前掲書二一五頁

- (34) 今谷明『戦国大名と天皇』(福武書店、平4・3)第二章及び永原慶二『戦国期の政治経済構造』(岩波書店、平9・4)第III部第一を参照。

- (35) 日本思想大系『中世政治社会思想 上』(岩波書店、昭47・12)解説六三四〜六三五頁

- (36) 米山寅太郎『関書餘録 ―頼業の学庸表章説について―』(書陵部紀要 第八号、昭32・3)

- (37) 和島芳男『日本宋学史の研究 増補版』(吉川弘文館、昭63・5)一九三〜一九七頁

- (38) 注(12)新田氏前掲論文

- (39) 『註釈書集要』二六三頁

- (40) 笠松宏至「式目はやさしいか」(『法と言葉の中世史』平凡社、昭59・9(平5・12に平凡社ライブラリーとして再刊))
- (41) 新田一郎「虚言ヲ仰ラル、神」(『列島の文化史6、平1・6』)
- (42) 川瀬一馬「増補新訂足利学校の研究」(講談社、昭49・6)一七三—一七四頁
- (43) 松蘭齊「日記の家——中世国家の記録組織——」(吉川弘文館、平9・8)第一章 三三二頁
- (44) 布施弥平治「明法道の研究」(新生社、昭41・9)二九八—二九九頁
- (45) 『註釈書集要』解題
- (46) 注(37)和島氏前掲書一九八頁
- (47) 注(37)和島氏前掲書一九七—一九九頁及び岡田芳幸「清原宣賢の研究序説 清原家の地位と環境をめぐって」(『皇學館史学 第二号、昭62・8』)を参照。
- (48) 『中世法制史料集』第一巻所収。
- (49) 天文二年成立。続々群書類従第七所収。
- (50) 前者は内閣文庫蔵。池内氏は「式目註釈書について」(『史林 第四六巻第五号、昭38・9』一四〇頁において本書の影写本である「御講釈聞書」を紹介され、その作者を「清原家の誰人に比定すればよいかお教えを乞う」とされるが、枝賢が相当するであろう。後者については同一三八頁を参照。
- (51) 龍谷大学図書館蔵。枝賢自筆。同館には他に式目本文を読み下したものの(枝賢自筆)がある。これらの詳細は注(50)池内氏前掲論文及び「共同研究 龍谷大学図書館蔵船橋家旧蔵本の研究」I、II(『仏教文化研究所紀要 第三二、三三集 平5・2、平6・11』)を参照。
- (52) 枝賢がひたすら祖父宣賢の遺した家訓・家説を忠実に粗述するばかりであったことについて和島氏は注(37)前掲書二一五頁において「枝賢があえてこれに加うべきものは極めて僅かしか遺されていないからであろう」と述べている。
- (53) この他に、宣賢が頼業の神格化を行い(岡田芳幸『車折神社』

考」神道史研究 第二四巻第一号、昭51・1)、『職原抄』本文への補筆、改竄によって清家流の「職原抄」註釈学の確立を意図したのではない(注(1))加地氏前掲論文」とそれぞれ推定されている。

付説 清原家式目本文の異同

—「財物」「志孝」について—

清原家式目本文の特徴として、式目本文の異同がある。すなわち、『永正一四年聞書』において、第四条にみられる「贓物」が「財物」に、第一八条にみられる「忠孝」が「志孝」とそれぞれ非清原系のもものと相違している。『永正一四年聞書』は聞書であるため式目本文を掲げていないが、その註釈に「外記家ノ本ニハ財物トアルソ」「此方ノ本ニハ志也」とあることからそれが分かる。この違いを植木氏は次のように説明する。

「財物」「志孝」の字を用いるのは、宣賢の式目抄の明記するが如く、正しく清原家の相伝本の特異点であったから、清原家の伝本を筆写したる諸本及び清原家の家説に拠りたる諸本は皆この文字を用い、之に反して、然らざる他家の本(式目抄のいわゆる「他本」又は「俗本」)に於ては、皆「贓物」「忠孝」(原文「志孝」とするを誤植とみて改めた。筆者註)の文字を用いたのである。而して、此の事実が、明応以後永正・享禄の間、即ち清原家の家学が大に興つて、同氏が式目講説の權威として公武の間に大に重きを為したる時代に現われたることを考えるときは、吾人は、清原家の此の家説は、彼の明応七年三善胤運筆写本に於ける捏造改作と同じく、清原家の人によって有意的に作出せら

れたるものであつて、「財物」「志孝」の文字は、式目の古伝本に対する清原家の改竄に出でたものと推定するも、決して正鵠を失うものではあるまいと考える。且つ、其の改竄の動機も、恐らくは自家の家本・伝本に「他本」「俗本」と異なる特点を帶有せしめて、以て自家の家伝・秘説なるものを誇示しようとしたのに因るものと思うるも、決して誤りではあるまい。

「財物」「志孝」が「清原家の人によつて有意的に作出せられたるもの」とする植木氏の意見に従えば、それは「贓物」「忠孝」とする清三位（清原宗賢）の秘本の転写本である尊經閣文庫藏明応七年写の式目の成立以降に式目に有意的改竄が行われたことになる。ならば、それを行つた人物は、初めて式目完本に「有意的改竄」の跡がみえる『永正一四年間書』の講述者である宣賢ということになる。清家本を見る限り、確かに明応七年（一四九八）から永正一四年（一五一七）の間にこの変化が生じている。しかしそれを有意的改竄とする植木氏の意見は些か疑問である。それが有意的なものであるかどうかを検討するために『永正一四年間書』『清原宣賢式目抄』『和朝論鈔』の該等部分をそれぞれ挙げてみる。

第四条

『永正一四年間書』

無財トハ、イカニ白状ニ誰タトノストモ、盗タル財物其物無ハ、更不及沙汰ソ、彼盗ミタル財物ヲ點檢シテ成敗セヨ也、有財物者ハ何トヤウニト沙汰スル限カ在ガ、無之ハ

其限ハ不可有ソ、餘ノ本ハ皆贓物トアリ、外記家ノ本ニハ財物トアルゾ、

『清原宣賢式目抄』

財物、俗本ニハ贓物トカケリ、家本財物トアリ、共ニ其義不相違、沙汰之限トハ、贓物アラハ沙汰スル限アルヘシ、無ハ沙汰スヘキ分量分限ナシト云也、贓物トハ、人ノ物ナトヲ預カテ引失タル時、其アタル物ノ數ニ随テ、科ヲアテラルヲ云、

『和朝論鈔』

非沙汰一、贓物ノアル同類ハ、沙汰スル分限アリ、贓物ナイハ、沙汰ノ分限カナイ也、贓物ハケカレタモノトヨム也、

まず、第四条からみていくと、『永正一四年間書』では「贓物」を「財物」とする理由が記されない。『清原宣賢式目抄』では「共ニ其義不相違」とし、「贓物」「財物」のどちらでもよいという態度がみられる。『和朝論鈔』に至っては註釈のどこにも「財物」の文字はみられず、「贓物」のみが用いられている。この改変がどのようにして生じたのかは明らかではないにしても、宣賢は決して有意的改変を行つてゐるのではないことはこれによつて明らかであろう。

第一八条

『永正一四年間書』

依之―依之トハ上ヲ受テ云也、如此式目ヲ定ル故ニ、讓状ヲヨク父母ニサセン爲ニ、孝行ヲ盡ソ、餘本ニハ皆忠トアリ、此方ノ本ニハ志也、忠モ好シ、忠ト孝トハ不離者ソ、君ニ忠アル者ハ必孝アル者也、

『清原宣賢式目抄』

依之トハ、悔返セト法ヲ定ルナラハト云心也、女子ハ父母ニ惡クアタリテ、悔返サレヤセント思テ、志孝ノ節ヲ竭スヘシ、父母ハ又撫育ノ恩ヲ施シテ、慈愛ノ思ヲナスヘキ也、節トハ猶竹之節、昏定晨省之類也、均ト云ニ二ノ心アリ、一ニハ女子志孝ヲ盡シテ、父母ヲ深切ニ思フ如ク、父母モ亦慈愛ヲ成シテ、女子ヲ深切ニ思事、女子ノ心ト父母ノ心ト均シテ、勝劣有ヘカラス、一ニハ、女子忠孝ヲ致サハ、父母慈愛ヲ施事、男子女子ノ替ナク、平均ナルヘキト也、撫育、毛詩云、父兮生我、母兮畜我、撫我育我、志孝他本作忠、タハ即孝也、求忠臣於孝子ノ門ト云、然レハ忠孝其理アリ、但相傳ノ本ニハ志孝トス、或抄ニ云、左傳ニ、邦伯ト云王ハ邦國ノ君タルカ、臣下ニ祭中ト云モノアリ、彼ヲ殺ントテ、嬖ノ雍糺ト云モノニ仰付ラレタリ、ヨウキウカ妻是ヲ聞テ母ニ問様ハ、親トオツトハ、イツレカ契ノフカキノソトイエハ、母答云、オツトハ縁ナケレハ又モアルモノナリ、親ハ替ナシトイヘハ、道理ニモトツイテ、親ノ祭仲ニカタル間、ヲトロキ雍糺ヲ殺コト有、加様ニ忠孝アル女子モアリト也、

『和朝論鈔』

志孝トアル本モ有、至孝トアルモ有、コナタノ家ノハ、志孝也、節トハ、礼記ニ暮定朝省ト有、孝行ノ節義ヲ、ミダラヌ也、又礼記ニ生則曰父母ト死則曰孝曰姑ト有、撫育トハ礼記ニ父生我母育我ヲ、撫我育我ト云カラ書ソ、均トハ、女子カ志孝ヲ尽スヤウニ、父母モ慈愛ヲ可施ス、ソコガ均シイ也、又一義ニ、女子カ志孝アラハ、其父母ノ心ニ、是ハ女子チャ是ハ男子チャト、差別ハアルマイ也、ソコノ均ト云、

第一八条では『永正一四年問書』の段階で「忠モ好シ、忠ト孝トハ不離者ソ」とあり、『清原宣賢式目抄』においても「然レハ忠孝其理アリ」とする。つまり、「志孝」とする理由を述べないばかりか、「忠孝」を容認する態度がここにみられるのである。『和朝論鈔』では「志孝」と「至孝」の二系統があり、「コナタノ家ノハ、志孝也」と述べる。「至孝」とする本が存在することについては植木氏の論考に譲るとして、ここでも「志孝」とすることの正当性は明記されないものである。よつて第一八条における「志孝」は決して有意的改変とは言えないのである。

植木氏によれば、「財物」「志孝」とする式目完本の嚆矢は、先に紹介した東京大学総合図書館蔵永正一七年本である。筆者は本書を裏見した際、「志孝」が「忠孝」となっていることに気付いた。よくよく見ればそれは「志」と書いたうえに両脇に二本線を引いて「忠」と読ませようとしてあるのが分かる。そ

れが元来「志」であつたことはすぐ後の第十九条にある「令致忠勤之時本主感嘆其志之餘」の「忠」と「志」とを比較してみるとよく分かる。植木氏はこの点に関して全く触れずに本書を「財物」「志孝」本とするのは何故であらうか。

そこで注目したいのが文明一七年（一四八五）五月八日の奥書を有する天理図書館蔵「御成敗式条」である。本書は「臧物」は「臧藏ソウ」、「忠孝」は下欄に「志歟」と校異があり、それは同筆であるという。ここから、遅くとも文明一七年（一四八五）以前に「財物」「志孝」本が存在していたといえる。清三位（清原宗賢。宣賢の養父）の秘本の転写本である尊経閣文庫蔵明応七年（一四九八）の式目では未だ「臧物」「忠孝」であり、文明一七年の時点で宣賢は一一歳なので、「有意的改変」が宣賢の手になる可能性は考え難い。おそらく、「財物」「志孝」本は転写を重ねるうちに生じたものであり、決してそれは有意的なものではなく、ましてや清原家の意図するところでは有り得ない。

文明八年（一四七六）八月八日の奥書を有する内閣文庫蔵『風来寺本 御成敗式目』には「臧物」の右上に「財」という文字が付せられている。これは見方によつて校異とも「臧」の字訓「タカラ」とも見る事ができる。つまり「臧物」と「財物」とは誤り得るものであると考えられる。永正一七年本の「志」の部分が「忠」に後から書き換えられたことについては、「忠」と「志」とは筆写体が非常によく似ており、誤写がまみられたことに起因すると思われる。

宣賢の編纂した伊呂波分類体辞書『塵芥』によつて「臧物」

「財物」「忠孝」「志孝」を探してみると、「臧物」「忠孝」のみがみられることも、宣賢が決して「財物」「志孝」を強調したわけではないと考えられる。加えて「志孝」に至つては、管見の限り他の用例はみられない。資料上の制約もあり、このことを明確に結論付けることは不可能だが、少なくとも「財物」「志孝」が「清原家の人によつて有意的に作出せられたもの」とは言い難いことだけは了解されるだろう。

注

- (1) 本論注(1) 植木氏前掲書四三八～四三九頁
- (2) 『註釈書集要』三七二頁
- (3) 『註釈書集要』四四五頁
- (4) 『註釈書集要』三八七頁。「依之」の三字は龍門文庫本により補った。
- (5) 『註釈書集要』四八五～四八六頁
- (6) 植木氏前掲書四四一～四四二頁
- (7) 本論注(16) 池内氏前掲書一一一頁による。
- (8) 池内氏は本論注(16)前掲書一二〇頁においてこれを校異とする。
- (9) 京都大学図書館清家文庫蔵宣賢自筆本（京都大学文学部国語国文学研究室編 臨川書店、昭47）による。

〈付記〉

本稿作成に際し、貴重な資料の閲覧を許可いただいた各機関に厚く御礼申し上げます。
(やすの ひろゆき)